※ 特に注釈のない場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日の状況です。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

1－1 職員の任免について

ア 採用の状況（平成29年度試験）

区分		上級	中級	初級	任期付	合計
行政職	事務・技術	4人	1人	7人	9人	21人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人	0人	0人
合計						21人

イ 退職者数の状況（平成29年度中）

区分		定年	勧奨	死亡	自己都合	その他	合計
行政職	事務・技術	5人	3人	0人	13人	12人	33人
労務職	調理士・用務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計							33人

ウ 再任用の状況（平成30年4月1日現在）

再任用制度は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を選考による能力実証を経て任用しています。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員があります。

区分		常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
行政職	事務・技術	10人	19人	29人
労務職	調理士・用務員	2人	0人	2人
合計				31人

（注）1 行政職とは労務職を除いた職員です。

2 労務職とは主に保育所調理士や学校用務員などです。

１－２部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

区分 / 部門			職員数 平成29年	職員数 平成30年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	106人	101人	▲ 5人	組織改編に伴う減
		税務	12人	11人	▲ 1人	復興業務を優先させるため減
		民生	84人	83人	▲ 1人	業務移管による減
		衛生	27人	29人	2人	復興業務に関する業務増
		農林水産	27人	26人	▲ 1人	復興業務を優先させるため減
		商工	12人	15人	3人	地方創生・企業誘致業務の増
		土木	56人	54人	▲ 2人	組織改編に伴う減
		計	329人	324人	▲ 5人	＜参考＞（平成30年） 人口1万人当たり職員数 80.72 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 71.26 人）
	教育部門		49人	46人	▲ 3人	
	消防部門					
	小計		378人	370人	▲ 8人	＜参考＞（平成30年） 人口1万人当たり職員数 92.18 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 91.10 人）
公会営計企部業門等	下水道		8人	8人	0人	
	国保・介護・後期高齢者		13人	14人	1人	会計間の移動によるもの
	小計		21人	22人	1人	
合計			399人 [430人]	392人 [430人]	▲ 7人 [20人]	＜参考＞（平成30年） 人口1万人当たり職員数 97.66 人

（注）１　職員数には宮城県からの自治法派遣職員、再任用の常時勤務職員を含みます。
　　２［　］内は、条例定数の合計です。

１－３年齢別職員構成の状況（平成30年４月１日現在）

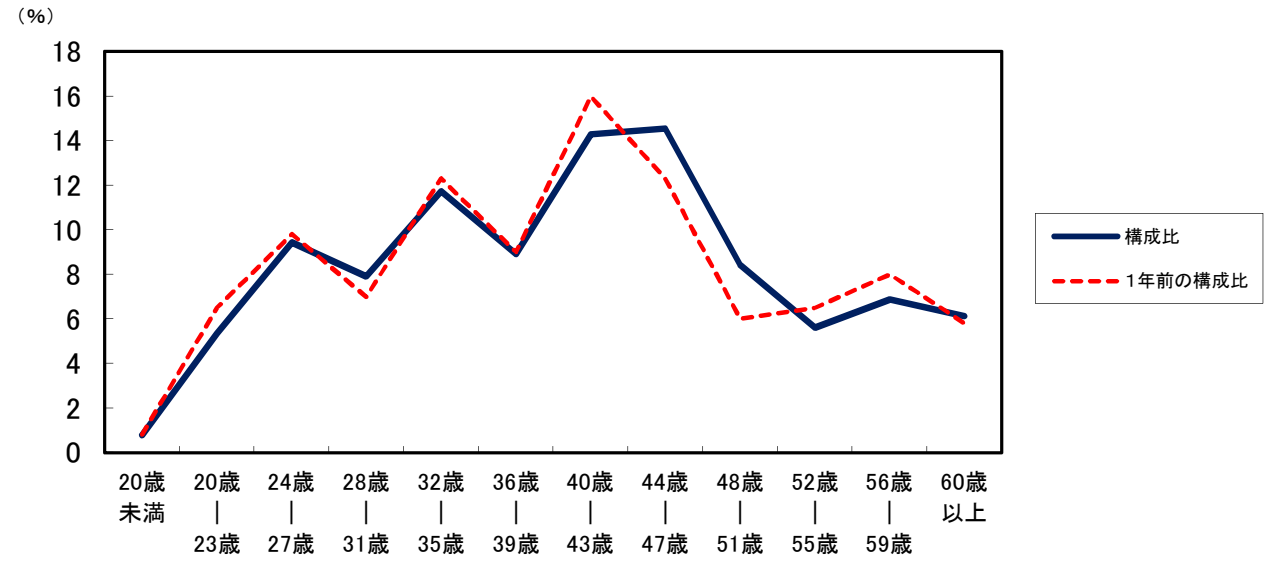

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 21	人 37	人 31	人 46	人 35	人 56	人 57	人 33	人 22	人 27	人 24	人 392

１－４　職員派遣の状況について

東松島市では他の地方公共団体等と人事の交流を行っています。

ア　派遣している職員

区分		派遣先	人数	内容	派遣期間
29年度	1	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	４月～３月
	1	宮城県（東京事務所）	1	派遣	６月～３月
30年度	1	宮城県後期高齢者医療広域連合	1	派遣	４月～３月
	1	宮城県（産業立地推進課）	1	派遣	４月～３月
	1	宮城県（東京事務所）	1	派遣	４月～３月

イ　派遣されている職員

区分		派遣元	人数	内容	配属期間	配属先
29年度			0			
30年度			0			

（注）　震災復興業務に係る他県他市町村からの自治法派遣職員（以下、「自治法派遣」という。）は除いています。

2 職員の給与の状況

【職員給与の状況】

市職員の給与は、国や県、ほかの地方公共団体との均衡を考えながら、議会の議決を経て、条例により決定されています。

【定員管理の状況】

市では、合併後、集中改革プランに基づき職員数の削減を行ってきましたが、東日本大震災による膨大な復旧復興業務に当たるため定員適正化計画を一時的に凍結しております。他自治体からの自治法派遣職員や任期付職員の採用など復興に向けた人材確保に向けて適正な定員管理を行っていきます。

定員適正化計画の進捗状況及び復興に向けた人員確保の状況（4月1日現在）

区　分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
定員適正化計画値	人 361	人 353	人 ―	人 ―	人 ―	人 ―	人 ―	人 ―	人 ―
市職員（実数）	人 344	人 337	人 335	人 348	人 363	人 362	人 388	人 397	人 392
自治法派遣	人 －	人 －	人 41	人 74	人 77	人 72	人 71	人 62	人 49
職員数（計）	人 344	人 337	人 376	人 422	人 440	人 434	人 459	人 459	人 441

（注）1　平成24年度以降の自治法派遣は、4月1日時点の数値です。

2－1 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成29年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考）平成28年度の人件費率
29年度	人 40,138	千円 42,916,957	千円 977,883	千円 2,985,526	% 7.0	% 6.1

2－2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
29年度	人 370	千円 1,164,303	千円 328,422	千円 482,556	千円 1,975,281	千円 5,339

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。

2　職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

2－3 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
東松島市	40.5　歳	280,061　円	332,919　円	298,515　円
宮城県	42.2　歳	320,093　円	405,493　円	355,359　円

②技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
東松島市	49.0　歳	251,555　円	283,806　円	264,736　円
宮城県	51.9　歳	312,660　円	353,467　円	348,230　円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

2－4 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区　分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	179,200　円	187,100　円	179,200　円
	高校卒	147,100　円	152,600　円	147,100　円
技能労務職	高校卒	144,500　円	150,300　円	－
	中学卒	128,900　円	133,600　円	－

2－5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区　分		経験年数7年～10年未満	経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満
一般行政職	大学卒	243,754　円	265,487　円	327,836　円
	高校卒	210,209　円	235,300　円	271,417　円
技能労務職	高校卒	－　円	－　円	－　円
	中学卒	－　円	－　円	－　円

（注）1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。

2－6 一般行政職の級別職員数等の状況（平成30年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容および代表的な職種		職員数	構成比
7　級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、議会事務局長	7　人	2.4　%
6　級	参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	参事	9　人	3.1　%
5　級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長、副参事、技術副参事	22　人	7.6　%
4　級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	班長、技術監、主幹、技術主幹	60　人	20.8　%
3　級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任	73　人	25.3　%
2　級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	44　人	15.2　%
1　級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	74　人	25.6　%

（注） 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

２－７ 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,261 千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,756 千円	―
（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

２－８ 退職手当（平成30年4月1日現在）

東松島市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
（退職時特別昇給 なし ）					
1人当たり平均支給額 2,416 千円		21,493 千円			

（注）1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

２－９ 地域手当

（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成29年度決算）			3,097 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）			258 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
宮城県仙台市・富谷市	6 %	3 人	6 %

２－１０ 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

廃止した特殊勤務手当 ・感染症防疫作業手当 ・動物の死体処理手当
・行旅死亡人処理手当 ・訪問指導従事手当

２－１１ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	138,241 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	400 千円
支給実績（平成28年度決算）	137,651 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	389 千円

２－１２　その他の手当（平成３０年４月１日現在）

手　当　名	国の制度との異同	異なる内容	支給実績（平成２９年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（平成２９年度決算）
扶養手当	同	－	38,341　千円	229,587　円
管理職手当	同	－	21,916　千円	521,810　円
通勤手当	同	－	27,012　千円	84,943　円
住居手当	同	－	19,829　千円	287,377　円
単身赴任手当	同	－	－　千円	－　円
宿日直手当	同	－	－　千円	－　円
休日勤務手当	同	－	－　千円	－　円
夜間勤務手当	同	－	－　千円	－　円
災害派遣手当	同	－	72,016　千円	1,358,789　円

（注）１人当たり平均支給年額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。

２－１３　特別職の報酬等の状況

区　　分	給料月額等	期末手当支給割合（平成２９年度）	退職手当（算定方式）	退職手当（１期の手当額）
市　　長	891,000円	3.25月	891,000円×在職月数×0.44	18,817,920円
副　市　長	707,000円	3.25月	707,000円×在職月数×0.26	8,823,360円
教　育　長	600,000円	3.25月	600,000円×在職月数×0.21	6,048,000円
議　　長	422,000円	3.25月	－	－
副　議　長	372,000円	3.25月	－	－
議　　員	348,000円	3.25月	－	－

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

３－１　勤務時間の状況について

区分	勤務時間等
勤務日 ※本庁舎及び鳴瀬庁舎勤務の場合	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 （国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く）
1日の正規の勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 休憩時間：正午から60分間
1週間当たりの勤務時間	1日7時間45分×5日間＝38時間45分
時差出勤制度	6:00～21:00の間で9パターンを設定し、7時間45分の勤務を行う。 ※平成29年度は、約12万円の時間外勤務手当を削減できました。

３－２　年次有給休暇の状況について（平成２９年１月１日～平成２９年１２月３１日）

総付与日数 （a）	総取得日数 （b）	対象職員数 （c）	平均取得日数 （b）／（c）	消化率 （b）／（a）
14,461.0 日	3,713.3 日	383人	9.7 日	25.68 %

（注）　平成29年中の全期間を市長部局に在籍し、期間中に採用・退職・育児休業・休職がある職員を除いています。

３－３　病気休暇の状況について

区分	外科	内科	その他	合計
職員数（人）	7 人	29 人	9 人	45 人
病休日数	59 日	160 日	483 日	702 日
平均取得日数	8.4 日	5.5 日	53.7 日	15.6 日

３－４　その他の休暇制度及び育児休業制度の概要について（平成29年1月1日～平成29年12月31日）

区分		付与日数等	取得人数
特別休暇（有給）	選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認められる期間	
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間	
	骨髄移植のための骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	1人
	ボランティア活動に参加する場合	1の年のうち5日間以内	
	結婚する場合	連続する7日以内（週休日含む）	3人
	妊娠に起因する障害（つわり）により業務困難な場合	10日以内で必要と認められる期間	
	妊娠中の通勤混雑緩和	1日1時間又は1日2回それぞれ30分	
	妊娠中の健康保持のための休息または捕食	必要と認められる期間	
	母子保健法による保健指導、健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	3人
	妊娠12週間未満で流産をした場合	10日以内で必要と認められる期間	
	産前休暇	出産予定日まで6週間	6人
	産後休暇	出産日の翌日から8週間	4人
	1歳未満児の保育を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
	生理日において業務困難な場合	2日以内	
	妻の出産休暇（出産予定日14日以内から出産後14日）	2日以内で必要と認められる期間	8人
	育児参加をする場合	5日間以内	
	乳幼児の健康診査、予防接種等の介助をする場合	必要と認められる期間	3人
	小学校就学前の子の看護をする場合	1の年のうち5日間以内	9人
	要介護者の介護その他の世話を行う場合	1の年のうち5日間以内	4人
	親族が死亡した場合	配偶者10日、父母7日、子5日など	54人
	父母・配偶者・子の追悼をする場合	1日以内	
	夏季における心身健康維持増進等をする場合	5月から10月の期間内において5日以内	392人
	災害、交通機関等の事故時により勤務することができない場合	必要と認められる期間	1人
	結核性疾患により勤務軽減を図る場合	必要と認められる期間	
	職務の遂行に必要な資格試験又は昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間	
	国、県、市町村その他公共団体からの表彰を受ける場合	必要と認められる期間	
	公共団体主催の運動競技会へ選手または役員として参加する場合	必要と認められる期間	
	職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間	
	その他、任命権者が特に必要と認めた場合	必要と認められる期間	
介護休暇	要介護者を介護する場合（無給）	6ケ月以内	1人
育児休業	3歳未満の子を育児する場合（無給）	3歳に達するまでの必要な期間	10人
育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場合（無給）	1日2時間以内	4人
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合（勤務しない時間は無給）	4種類の勤務形態から選択 （週19時間25分）（週19時間35分） （週23時間15分）（週24時間35分）	5人

（注）　取得人数は累計です。

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

４－１　分限処分について

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
処分の具体的な理由	免職	降任	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合					0人
心身の故障の場合			2人		2人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人

４－２　懲戒処分について

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分です。

区分	処分の種類				
処分の具体的な理由	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反関係				2人	2人
公金公用物等取扱関係					0人
公務外非行行為					0人
交通事故・交通法規違反関係					0人
監督責任関係					0人

５　職員の服務の状況

　地方公務員法第30条の規定により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し職務の遂行に当たっては、全力を挙げて専念しなければならないとされております。
　ただし、職務に専念する義務は、次の場合に限り免除されます。

ア　研修を受ける場合

イ　厚生に関する計画の実施に参加する場合

ウ　その他、任命権者が認めた場合

６ 職員研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修は、人材育成基本方針に基づき、研修を通じて地方分権時代にふさわしい人材を育成し、本市のまちづくりや行政経営を推進することを目的に計画しておりますが、平成29年度については東日本大震災からの復旧復興業務を優先するため、研修事業は縮小しております。また、勤務成績の評定については、平成27年度より人事評価を試行的に開始し、平成28年度より本格的に実施しております。

６－１ 研修実績について

研修区分		主な研修	件数または回数	参加人数
研修所研修	階層別研修	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修	6講座	47人
	専門研修	新任税務職員研修、市町村財政担当者研修、研修担当職員研修など	20講座	53人
各種団体主催研修		共済組合主催管理・監督者メンタルヘルス講座、共済組合・ライフプランセミナー、共済組合・心と体の健康セミナー、2市1町管理職研修など	8講座	42人
職場研修	講演会等	全職員を対象に環境未来都市や市民協働に関する研修の開催	24回	1,032人
派遣研修	長期派遣	県及び広域行政事務組合への派遣	―	―
	短期派遣	市町村職員中央研修所、自治大学校への派遣など	9回	4人

６－２ 勤務成績の評定の状況について

評定の時期	評定結果	職種		合計
		行政職	労務職	
平成30年1月1日	極めて良好	18人		18人
	特に良好	58人	2人	60人
	良好	226人	7人	233人
	やや良好でない	2人		2人
	良好でない	3人		3人
合計		307人	9人	316人

（注）1 行政職は55歳、労務職は57歳を超えると昇給抑制となっています。
2 育児休業などの取得職員を除いています。

7　職員の福祉及び利益の保護の状況

7－1　健康の保持増進について

（1） 健康管理対策

定期健康診断等を実施するとともに、その結果を有効に活用していくために次の事業を実施しています。

ア　定期健康診断

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
一般定期健康診断	36歳未満の全職員（派遣職員含む）及び臨時職員	306人	302人	98.7%
結核健診	36歳未満の全職員（派遣職員含む）及び臨時職員	306人	297人	97.1%
事後指導会	定期健康診断受診結果により対象職員抽出	35人	16人	45.7%
人間ドック	36歳以上の全職員（派遣職員含む）	315人	314人	99.7%

※派遣職員については、派遣元において受診する場合は対象者に含まない

イ　がん検診

項目	対象者	対象人数	受診者数	受診率
大腸がん健診	36歳未満の全職員（派遣職員含む）及び臨時職員	306人	277人	90.5%

（2） メンタルヘルス対策

職員のストレス要因の増加に伴うメンタルヘルス対策として、メンタルヘルスに関する理解と知識の普及、職員の状態に応じた適切な指導のために次の事業を実施しています。

ア　メンタルヘルス研修会

管理監督者向け及び一般職員向けメンタルヘルス研修への積極的な参加。

イ　メンタルヘルス相談

共済組合メンタルヘルス電話相談窓口を設置。

ウ　心の健康ケア対策事業の実施

地方公務員災害補償基金が実施する、東日本大震災におけるメンタルヘルス対策事業を活用し、ストレスチェック及びカウンセリングを実施。

7－2　安全管理について

衛生管理者や安全衛生推進者による職場ごとの安全管理を推進しています。なお、平成29年度における公務災害・通勤災害の認定件数は次のとおりです。

加入団体	発生件数	認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金宮城県支部	3 件	3 件	公務中の負傷　・・・3件

7－3　職員互助会組織の設置について

職員の相互扶助による福祉の増進のために条例等に基づいて職員互助組織を設置し、職員の健康増進や元気回復、職員間の親睦を図っています。また、フラワーストリートの植栽事業やクリーン作戦運動にも積極的に参加しております。互助会はすべて職員からの会費にて運営しております（公費支出なし）。

ア　職員互助会組織の概要

項目	概要
名称	東松島市職員互助会
会員数	407人（平成30年4月1日現在）
総事業費	6,836千円

イ　職員福利厚生事業

項目	概要
健康増進事業	スポーツ等活動助成金
元気回復事業	レクリエーション事業費、健康増進センター（ゆぷと）利用助成金

ウ　慶弔時の給付

項目	概要
祝金	結婚祝金、出産祝金、永年勤続祝金
弔慰金	弔慰金
その他	退会給付金、病気見舞金、災害見舞金

7－4　利益の保護の状況について

ア　職員の勤務条件に関する措置要求の状況　　0件
イ　職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況　　0件
ウ　職員の苦情相談　　0件

（注）　公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告です。

８　職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずる必要があることから、東松島市職員の退職管理に関する規則（平成28年東松島市規則第5号）を定めました。 規則では、退職前に一定以上の職にあったものの再就職先等を公表することとなっています。

・本年度は再就職状況の公表基準に該当するものはおりませんでした。